

京都市告示第122号

子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第48条の規定により、平成28年4月1日付けで確認を辞退した特定地域型保育事業所について、法第53条第2号の規定により、次のとおり告示します。

平成28年5月2日

京都市長 門川 大作

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	地域型保育事業の種類
高橋 依子	たかはし保育室	伏見区桃山羽柴長吉中町46-2	小規模保育事業 B型
土肥 眞理子	土肥保育園	伏見区向島津田町129-4	小規模保育事業 A型
守屋 佳美	守屋保育室	伏見区深草十九軒町555-13	小規模保育事業 B型

(保健福祉局子育て支援部保育課)